令和６年７月１２日
７月１３日
江戸川区土木部

都市計画道路補助第 286 号線（上篠崎）の事業について

１　事　業　の　流　れ

都市計画決定
・都市計画道路補助第 286 号線は、昭和 41 年 7 月 30 日付け建設省告示第 2428 号により決定しております。

⇩

事業計画説明会
・事業計画の概要、スケジュール、測量作業の内容について説明をします。（令和５年 10 月に実施しました）

⇩

現況測量
・都市計画道路を整備するための基礎資料を得るため、測量を実施します。（令和６年３月に測量が完了しました）

⇩

用地測量説明会
・現況測量後、より具体な測量（道路及び民有地境界を確認し用地取得面積を確定）作業についての説明をします。

⇩

用地測量
・土地の所有者や関係者との立会いを行いながら、測量を実施します。この測量により計画線の位置や買収させていただく土地の面積が確定します。

⇩

事業認可
・用地測量等の資料をもとに、区が申請し都知事が認可します。
※以降、都市計画法第 65 条による建築等の制限が適用

⇩

個別相談会
・事業区域内の土地所有者・建物所有者・借地・借家人の方々に用地買収の手順や補償内容等について説明します。

⇩

用地買収
・用地買収交渉をさせていただき、区と契約後、所有権を区へ移転します。

物件移転
・買収用地に家屋などがある場合は、建物調査をさせていただき補償金を算定します。その後、補償交渉をさせていただき、区と契約後、物件を移転（除却）していただきます。

⇩

街路整備
・用地買収･物件移転が済み、更地になった一団の土地が整った段階で、街路整備工事に入ります。

２　今後のスケジュール（予定）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度～
現況測量	事業計画説明会 ● ――			
用地測量	本日	用地測量説明会 ★ ――		
街路事業			事業認可（予定） ●	個別相談会 ● ――
			認可準備・手続き - - -	建物調査・用地買収・街路整備

３　計画幅員

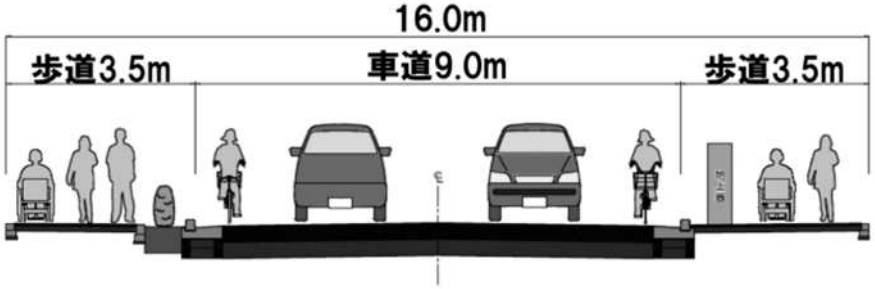

（連絡先）
土木部街路橋梁課事業推進係
電話５６６２－８４２３（直通）

令和６年７月１２日
７月１３日
江戸川区土木部

用　地　測　量　に　つ　い　て

１　これまでに行った測量

現況の道路と皆様方の土地の形態や、都市計画道路の計画線を図示するための測量を昨年度行いました。

２　今回実施する「用地測量」の内容

拡幅整備を予定する道路の沿線において、皆様がお持ちの土地の境界や面積について詳しく調査させていただきます。また、これまでに実施した測量の成果を基に、拡幅用地としてお譲りいただく土地の部分を特定し、その面積を確定するための測量です。

なお、この測量にあわせ、拡幅用地にかかる部分の権利者調査を詳しく行います。

３　「用地測量」の手順　<u>※裏面の説明図をご参照ください</u>

①　資料・権利者調査

法務局に備え付けの公図や登記簿及び地積測量図等を調査し、民有地の登記状況などを把握するとともに、境界に関する既存資料を収集・整理します。（ご自分の土地に関する測量図がありましたら、ご提供願います）

なお、登記内容が古く権利者の方の所在が特定できない場合は、皆様方に聞取り調査をする場合がありますので、ご協力をお願いします。

②　民有地と民有地の境界の立会い・確認

現地にて関係権利者の方全員に立会いをさせていただき、民有地境界の位置について聞き取りなどを行い、境界【●―●，●―○】を確認していただきます。

立会いをしていただき、民有地境界【境界が確認された後、立会証明書に土地所有者の方の署名・押印をお願いします。立会日は、事前に「はがき」にて連絡します。

なお、土地所有者の方が故人等で相続が確定していない場合は、お手数ですが、相続等の手続きにより所有権の移転登記をお願いします。（最終的に拡幅する部分の土地売買契約ができません。）

③　民有地と道路との境界立会い・確認

現在の道路に接する土地所有者の方は、別途立会いのうえ、民有地と道路の境界【○＝○】を確認させていただきます。

境界が確認された後、承諾書に署名・押印をお願いします。

④　境界点の標示・測量

確認された全ての境界点に、木杭や金属鋲及びペンキなどで「印」にて標示します。

その後、確認された境界点の位置を正確に測量します。

⑤　図面の作成・面積の計算

確認された境界点の測量結果を基に、民有地や現在の道路の状況と拡幅予定の道路の位置関係を正確かつ詳細に示す図面を作成します。

拡幅予定の道路が重なる土地（Ａ・Ｂ・Ｅ・Ｆ）については、それぞれの土地の全体面積と新たに道路としてお譲りいただく部分の面積（拡幅道路が重なる部分の面積 ）を計算します。

⑥　用地幅杭等の設置（拡幅線の標示）

拡幅整備する道路用地の境を示すものとして、民有地境界線と交わる位置等【□】に、木杭や金属鋲、ペンキ等で用地幅の位置を示す「印」を標示します。

【用地測量の説明図】

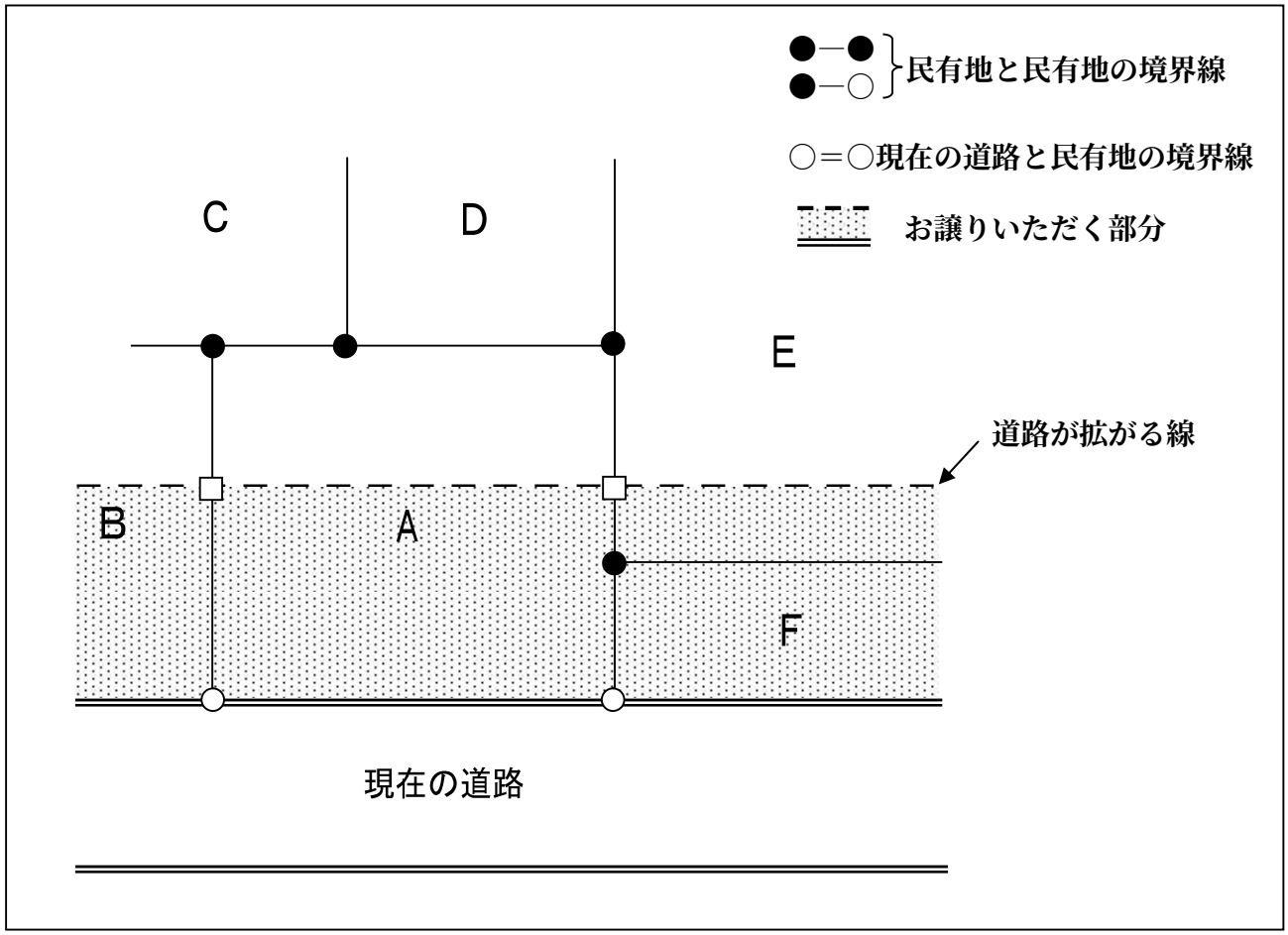

（測量のお願い）

現地での測量については、区が委託する下記測量業者の作業員が測量を実施します。

今回は民有地側を測量するため、道路沿線の皆様方の土地に立ち入りますのでご協力をお願いします。

立ち入りの際には個々にお伺いし、了解を得たうえで測量を実施します。

なお、作業員は区が発行した身分証明書を携帯しておりますので必要に応じて提示を求めてください。

（測量委託業者）
新栄測量設計株式会社
電話：3679－7891

（測量についての問合せ先）
江戸川区土木部街路橋梁課事業推進係
電話：5662－8423